

65歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

令和4年4月1日以降に就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改定等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年等を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

・定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

対象被保険者数	措置内容	65歳への定年引上げ	66～69歳への定年の引上げ		70歳以上への定年の引上げ(注)	定年の定め廃止(注)	66～69歳への継続雇用の引上げ	70歳以上への継続雇用の引上げ(注)
			5歳未満	5歳以上				
1～3人		15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人		20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人		25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上		30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

・他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳への継続雇用の引上げ	70歳以上への継続雇用の引上げ(注)
支給上限額	10万円	15万円

当コースは、令和4年度から申請受付期間が変更になりました。申請は、定年引上げ等の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から5開庁日までに、必要な書類を添えて申請窓口へ提出してください。(消印有効。ただし、やむを得ない場合を除き、受付期間外に提出されたものについては、郵送、持参に係らず申請書類を支部でお預かりできません。)

令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

(注)旧定年年齢、旧継続雇用年齢、他の事業主における旧継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費(注)とし、支給対象経費に60%(中小企業事業主以外は45%)を乗じた額を支給します。

なお、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75%(中小企業事業主以外は60%)を乗じた額となります。

高齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
イ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	高齢者の雇用管理制度の導入等(労働協約又は就業規則の作成・変更)に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費
ロ 労働時間制度の導入・改善	
ハ 在宅勤務制度の導入・改善	
ニ 研修制度の導入・改善	
ホ 専門職制度の導入・改善	
ヘ 健康管理制度の導入	上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む)
ト その他の雇用管理制度の導入・改善	

(注) その経費が50万円を超える場合は50万円。なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

高齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)を支給します。

なお、生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)となります。

また、対象労働者は1支給年度(4月～翌年3月まで)1適用事業所あたり10人までとなります。

助成金の受給のためには、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第8条及び第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことなど、一定の要件を満たす必要があります。当機構ホームページでは、本助成金の説明動画を配信しております。ご視聴の際はコースの支給申請の手引きとあわせてご視聴ください。

説明動画は、右側QRコードをご利用いただくか、機構 Youtube公式サイト「JEED CHANNEL」でご視聴いただけます。詳細な要件につきましては各助成金コースの「支給申請の手引き」をご確認くださいませようお願いします。

動画はコチラから



独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構

長崎支部 高齡・障害者業務課

電話0957-35-4721

障害者を労働者として雇用する事業主の皆様へ

障害者雇用納付金制度に基づく

各種助成金のご案内

障害者雇用納付金制度では、事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の雇入れや雇用の継続が困難であると認められる事業主に助成金を支給します。

障害者作業施設設置等助成金

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

種類 第1種（購入等による設置・整備） 第2種（賃借による設置）



障害者福祉施設設置等助成金

障害者の福祉の増進を図るため、障害者の障害特性による課題に配慮された福祉施設の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

障害者介助等助成金

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

種類 職場復帰支援 職場支援員の配置又は委嘱 職場介助者の配置又は委嘱
手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱 障害者相談窓口担当者の配置



職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する場合に、その費用の一部を助成します。

種類 訪問型職場適応援助者による支援 企業在籍型職場適応援助者による支援

重度障害者等通勤対策助成金

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

種類 住宅の賃借 指導員の配置 住宅手当の支払
駐車場の賃借 通勤用自動車の購入 通勤用バスの購入
通勤援助者の委嘱 通勤用バス運転従事者の委嘱



重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者を多数雇用継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができる事業主が、これらの者の就労に必要な事業施設等の設置・整備を行い、モデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

助成金の受給のためには、助成金ごとに定める要件を満たす必要があります。

当機構ホームページでは障害者雇用に係る助成金制度の説明動画を配信しています。
「各種助成金のご案内」パンフレットとあわせてご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部
高齢・障害者業務課 tel:0957-35-4721

動画はコチラ

